

水道メーターの盗難被害について

令和4年8月8日（月）、川崎区浜町地内において、新築戸建ての建築現場に設置した水道メーター（1個）が盗難されていることが判明し、8月15日（月）、臨港警察署に被害届を提出しますのでお知らせします。

1 被害内容

水道メーター1個（口径20ミリ）

被害金額 1,987円

2 経過

令和4年8月8日（月）午後5時頃、水道工事事業者から現地に水道メーターがない旨の連絡が上下水道局南部サービスセンターにあり、翌日の8月9日（火）午後、当局職員が現地に赴き、水道メーターがなくなっていることを確認しました。

3 対応

8月9日（火）、臨港警察署と盗難被害の情報共有を図るとともに、8月15日（月）、上下水道局から被害届を提出し、臨港警察署に捜査及び巡回の強化を依頼します。

川崎市上下水道局サービス推進部サービス推進課

担当：佐久間・松永

電話（044）200-3121